

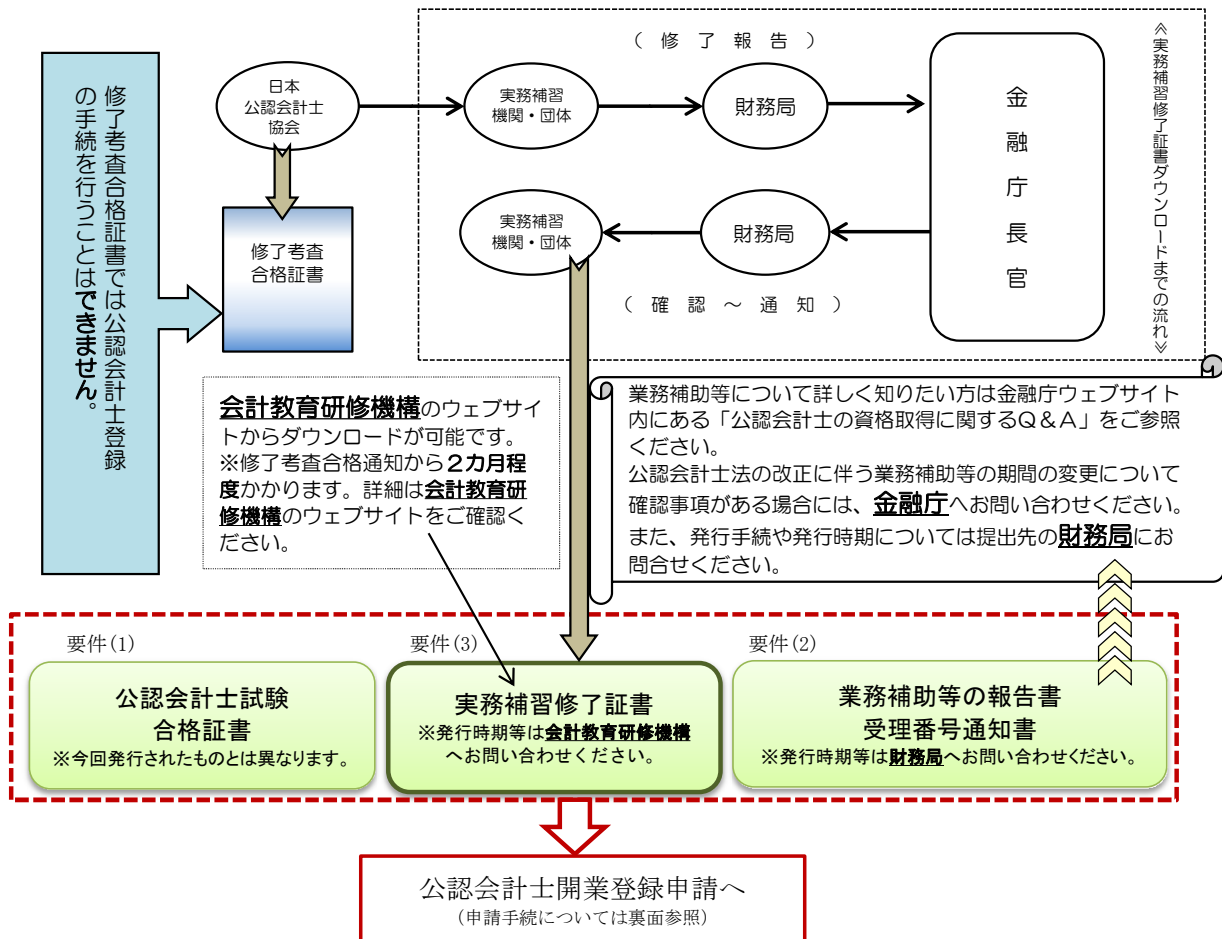
公認会計士登録について（ご案内）

日本公認会計士協会
会員登録グループ

このたびは、修了考査に合格され、誠にありがとうございます。
今後の公認会計士登録に向けた要件と注意事項をご案内いたします。
公認会計士名簿に登録を受けるには、次の資格要件(1)～(3)全てを備えていることを示す下図の で囲んだ書類3点の写しが必要となります。

- (1) 公認会計士試験に合格した者(全科目免除者を含む)であること
 - (2) 実務経験(業務補助等)の期間が3年以上である者であること
※改正公認会計士法の施行日時時点で実務経験(業務補助等)の期間が2年以上である者に対する経過措置については**金融庁**へお問合せください。
 - (3) 実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けた者であること

公認会計士名簿への登録が完了するまでは、公認会計士の名称使用(名刺やSNS等への記載)や公認会計士として業務を行うことはできませんのでご注意ください。



申請手続には、上記3点の書類以外にも必要な書類があります。2ページを参照し、必ず

「公認会計士開業登録の手引」を確認してください。

また、提出書類の一部には有効期限があります。早く用意されますと**期限切れ**になる場合がございますので入手時期にはご注意ください。

なお、**現在準会員として入会している場合には、開業登録に当たり、会員マイページのID・パスワードが必要**となります。再発行希望の場合には2ページをご参照ください。



公認会計士試験合格証書、業務補助等の報告書受理番号通知書を紛失等により現在保有していない場合は、協会ウェブサイト『公認会計士の開業登録手続』（2ページ参照）にアクセスして再発行の手続を行ってください。



ご注意ください (現在準会員として入会されている方)

公認会計士開業登録申請時において**準会員**（本会に入会している会計士補を含む）である場合、申請書を作成するときに**会員マイページのID・パスワード**が必要となります。**ID・パスワード**がご不明な方は、**事前に再発行申請を行って**おいてください。

●会員マイページ ID・パスワード再発行申請の方法●

協会ウェブサイトトップページの『**会員ログイン**』をクリックして、ログイン画面を開き、画面の案内に従って、**手続を行って**ください。



ログイン

ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>
<input type="button" value="ログイン"/>	

詳細はウェブサイトよりご確認ください。

ログインできない場合

- ・ユーザIDをお忘れの場合、ページ下部のヘルプデスクまでご連絡ください。
- ・パスワードをお忘れの場合、[こちら](#)から再発行してください。
- （申請書の[ダウンロード](#)）
- ※会員登録メールアドレスを受信できない場合はパスワードを書面にてお送りください。

なお、協会貸与の会員メールアドレス（又は事前に設定された転送先）でメールが受信できない、もしくはメール設定状況が不明な場合は、再発行申請書によるパスワード再発行になります。

※申請書による再発行にはお時間を要しますので、余裕を持って申請をお願いいたします。

登録審査会書類受付締切日直前の申請では、再発行は間に合いません。

(参 考)

公認会計士開業登録の申請手続について

日本公認会計士協会ウェブサイト（<https://jicpa.or.jp/>）トップページより

『公認会計士の開業登録手続』（https://www.hp.jicpa.or.jp/app_kaigy/action/initLogin）にアクセスして、「公認会計士開業登録の手引」（PDFファイル）をご参照ください。

登録に必要な費用、提出書類等について確認することができます。

公認会計士開業登録

日本公認会計士協会

このウィンドウを閉じる

公認会計士の登録について

公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となり公認会計士業務を行うためには、日本公認会計士協会に備える公認会計士名簿に登録を受けなければなりません。（公認会計士法第17条）
この公認会計士登録を受けようとする者は、日本公認会計士協会に公認会計士開業登録申請書類を提出しなければなりません。

開業登録申請書類が受理されると、当該申請者が公認会計士となる資格を有するかどうか、申請書及び添付書類が完備しているかどうかを登録審査会で審査することとなります。

審査の結果、登録申請が適法であると認められた場合は、公認会計士名簿に登録されるとともに官報に公告され、登録申請者に対して登録年月日及び登録番号が通知されます。

「公認会計士開業登録の手引」について

開業登録申請書の作成方法、提出書類（申請書及び添付書類）、提出先、登録に係る費用・振込先、登録審査の開催予定日等の詳細については、「公認会計士開業登録の手引」をご参照ください。

「公認会計士開業登録の手引」(PDF)

公認会計士開業登録 申請書作成

STEP1. 公認会計士登録に必要な要件を満たしていることを示す書類は揃っていますか？

「公認会計士開業登録の手引」（PDF）よりご確認ください。

※修了考査合格証書では公認会計士開業登録申請をすることはできません。

開業登録に関するお問い合わせは、日本公認会計士協会 会員登録グループまでお願いいたします。

E-Mail : kaiin@jicpa.or.jp

以 上